

## I. はじめに

(1) 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、国際的にも高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

(3) 本県においては、平成16年1月、阿武郡阿東町（当時）において我が国では79年ぶりに約3万5千羽規模の農場で発生し、農場における飼養鶏を全て殺処分するに至った。幸い、発生農場周辺でまん延するような事態は避けることができたが、再度、平成26年12月に長門市の農場で発生する事態となった。

(4) このマニュアルは、「家畜伝染病予防法（以下、家伝法）」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）、「山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画」（平成27年3月山口県公表）に基づき、また、山口県における防疫対応で得た経験を風化させることなく、万が一、本県で発生した場合の感染拡大を防止し、社会的・経済的被害を最小限に抑えるための防疫作業について、防疫作業の現場で活用できる標準的な防疫作業マニュアルとして作成した。